

令和3年度 第11回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和3年6月17日(木) 午後1時30分～午後2時40分
 - 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
 - 3 出席した農業委員 13人
2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員
5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理者
14番 石原 武美会長
 - 4 欠席した農業委員 1人
1番 松浦 修三委員
 - 5 出席した農地利用最適化推進委員 0人
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため参集せず。)
 - 6 現地調査委員
農業委員 米田 利秋委員 西村 繁委員
推進委員 藤井 幸三委員 細見 和範委員
 - 7 議事日程
日程第1 議案第47号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第48号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第49号 空き家に付随する農地の指定について
日程第4 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
 - 8 事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸
支援専門員 中川 繁春
 - 9 農林振興課
主事 西谷 和徳
 - 10 会議の概要
- 事務局

それでは、ただいまから第11回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思っております。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第11回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、9番の佐野伸夫委員と10番の大田垣強委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、次第5、議事に入ります。議事日程に基づき進行させていただきます。

日程第1「議案第47号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位93番から95番の3件の提案理由の説明を地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明させていただきます。

追加で本日席上に配付されている航空写真がございますので、よろしくお願ひします。

それでは、航空写真を見ていただいて、追加されております部分でございます。受付順位93番でございます。国道9号線、山東町滝田の交差点を右折しまして、市道のほうに入ります。それからざっと20メートル進んでいただきまして、右折して農道のほうへ入っていただきます。そして左側に進んだところの2つ目の田がこの●●番地ということになります。それから地番の●●は、先ほどの道を少し戻っていただき、市道のほうにまた入っていただき真っすぐに進んで、富田農機を手前左側に曲がれば農道の十字路に達します。それを右に曲がって約20メートル行ったところの左側の田でございます。譲渡人の●●さ

んにつきましては、結婚されまして日高町のほうにお住まいでございます。2人の兄弟でございますけれども、お姉さんは数年前に亡くなったということで、家のほうも売られて買手がついております。また、●●さんには農業をされることもなく、機会があれば処分したいというような旨、話がありまして、ちょうどその話合いの中で譲受人の●●さんとの間で売買契約が成立して今回の申請となったわけでございます。3条移転の申請書に基づきまして、確認いたしましたところ何の問題もないと思いますので、許可相当と思います。ご審議よろしくお願いたします。

それから、続きまして、受付番号の94ですが、今の93で説明させていただきましたけれども、同じような場所でございます。国道9号線、滝田交差点を右折して市道を100メートルほど行ったところの同じく富田農機さんを目標に、その交差点を手前右側に下りていただきまして、一番奥の右側の田が●●番地ということになっております。当該申請地につきましては、譲渡人であります●●さん所有の田でございますが、数年前から耕作するにも水の便が悪く、耕作できないということで放置をされておりました。機会があれば売りたいというような話がありまして、ちょうど●●さんの息子さんでございますけれども、購入したいということで、話が整いまして、今回の申請となったところでございます。同じく3条申請の資料に基づきまして確認しましたところ、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

それから、受付番号の95番でございます。受付番号94で説明させていただきましたその隣接地になります。●●番地が倉庫のほうになりまして、それからその横の田が●●番地になります。譲渡人の●●さんにつきましては、会社勤めをしながらずっと農業をやってこられましたけれども、体力、また気力の低下によりまして、農地とそれから倉庫を合わせて手放したいというような思いがあり、先ほど来説明させていただいております●●さんとの売買契約が整い、今回の申請ということになりました。

第3条の審査資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題ないと思いますので、許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、96番及び97番の2件の提案理由の説明を地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位96番及び97番の航空写真をご覧ください。申請地は国道9号線和田山トンネルをさらに北上して、大蔵小学校横にあります宮田歩道橋、そこを過ぎたところにスーパー

マーケットがありますけれども、その交差点を左折して法道寺区集落に入ります。

その法道寺区集落を東西に区切る幹線道路上に位置しております。分かりやすく言いますと、国道9号線沿いにあります和田山木材市場、大きな市場ですが、その裏側にあります。

申請案件資料96番及び97番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。このたび、譲受人になる●●さんが水田として耕作地を増やすに当たり、有償移転となりました。申請地は実際には一枚の田として長年耕作されてきましたが、登記上は2筆になっており、大阪吹田市在住の●●さん、それから明石市在住の●●さん、それぞれの譲渡人との合意を受け、今回の申請となっております。譲受人の●●さんは、仕事の傍ら地元岡区で父親と4反余りの水田で稲作を長年行っていました。今回の申請地は自宅から1キロ以上離れているわけですが、岡区に隣接しておりますし、今言いましたように農業をされており全ての農機具も所有しておられます。したがって、有償移転後も耕作が可能です。その証としまして、今回申請地は既に田植が終わっておりますけれども、申請人の●●さんが譲渡人の許可を得て、有償移転前ですけれども植えている状況で、十分に目的が達せられると推測されます。また、申請地の横に民家がちょっと写真に写っておりますけれども、ここは●●さんの叔父家族の家で、頻りに立ち寄っておられるという場所にあります。地元区長、それから農事部長の同意書も添付され、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位93番から97番まで、地元委員からの提案理由の説明をいただきました。

現地調査委員の西村委員から補足説明はございますか。

○西村委員 6月3日に米田委員、藤井、細見推進委員さんと事務局2名、合計6名で現地確認を実施いたしました。先ほど地元農業委員から説明がございましたとおり、特に問題となる点は見当たりませんでした。以上です。

○石原会長 それでは、皆さんのほうからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ございませんか。

特にないようですので、それでは、受付順位93番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位94番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位95番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位96番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位97番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第48号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位98番の提案理由の説明を地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのうち、受付順位98番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真3枚目、受付順位98番の写真をご覧ください。申請地は国道312号線生野交差点を西へ約5キロ進んだ県道一宮生野線に面した土地で、県道を挟んだ西側には生野学園中・高等学校があります。このたび、生野町口銀谷内に事務所を置く譲受人の株式会社●●が、現有の資材置場が手狭になったため新たに資材置場を確保する意図を持ち、譲渡人の所有者、●●さんと売買の契約に至ったもので、農地法第5条申請がありました。それでは、申請案件審査資料2枚目、受付順位98番をご覧ください。当該土地は、譲渡人の配偶者が播但連絡自動車道路建設に係る残土埋立ての際、交換により取得したのですが、当時から耕作は全く行われていません。所有権移転については、このたびの売買契約に先立ち、配偶者死亡による相続の手続が完了していることを申し添えたいと思います。

立地基準では、申請地は第2種農地で、その他の農地等に該当し、許可相当となっており、また、一般基準に基づき、譲受人の資力、信用等について見積書及び金融機関の残高証明書を確認し、事業計画及び内容から、その目的が十分に果たされるものと考えられます。あわせて、周辺はほとんどが原野で周辺への影響は考えにくいこと、地元の区長や農事部長の同意も添付されていることから、このたびの申請は何ら問題なく許可相当であると思慮いたします。慎重審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位99番の提案理由の説明を地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 ご説明いたします。

99番の案内図をご覧ください。国道312号線を生野方面に向かい、伊由市場の交差点を左折、県道与布土桑市線に入ってください、山内、納座、川上というふうに与布土方面に向けて進んでいただきますと、奥まったところで橋がございまして、旧道と県道与布土桑市線が分岐しているところございますが、そこを右に入ってくださいと、この申請地に到着いたします。この案件につきましては、川上区の自治会、区長さんが、地区の公民館が非常に老朽化をしておるので新築をしたいということをお区民で決議をされまして、その土地を物色されていたということでございます。この譲渡人の●●さんも、●●さんという母親のほうから相続されました土地をお持ちでしたが、それが公民館の敷地にふさわしいということで話が進んでまいりまして、●●さんが譲渡しの承認をされたと依頼人から聞いているところでございます。現況を確認しましたが、最近まで耕作されていたと思いますが、確認したときには耕作はされておらずに草刈りはきちっとされていたというような状況でございました。加えて、この農地に公民館が建設されることによってどのような影響が出てくるかということについて代理人に詳しく説明を求めましたところ、立地基準や一般基準についても特に問題ないような説明でございましたので、私も、まず問題はないであろうと認識させていただきました。あと、公民館、いわゆる集会施設の整備事業というのがあるようでございまして、それについては5月頃に区長さんから朝来市長宛てに要望書が出されておる書類も点検いたしました。その結果、この6月議会に予算が上程されるような運びであるというような話も聞きましたし、その議決後に補助金の交付申請を区がされ、交付決定後に速やかに着工したいという説明も受けたところでございます。先ほど申し上げましたように、この立地基準、一般基準についても特に支障はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位100番の提案理由の説明を地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。100番の航空写真を見ていただきたいと思います。これも同じく312号線、生野方面に向かい、山口小学校の先に交差点がありますが、そこから集落の方へ入っていただいて、田路谷に向かって右側にある1つめの橋を渡って真っすぐの突き当たりでございます。この申請につきましては、実は平成25年に露天駐車場として既に整備されており、7年ほど使用されております。これが発覚したのは、一昨年の地籍調査の際に初めて分かったということで、ちょっと申請が遅れておりますけれども、今回そういったことで始末書もそろえ、また区長、隣接者の同意等もいただきながら整理したいということで許可申請が出てまいりました。周りを見ていただきましたら、他の農地に影響があるというところではございませんけれども、私も同じ集落でございます、当然できているのかと思っておりましたら肝心の登記ができていなかったということで、このたびの申請に至っております。なお、その他の資料関係につきましても、工事を既にされた後でございますので、そういった類いの書類は添付されていませんけれども、そういったことにつきましては重々おわびしますということで今回の申請に至っております。許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位98番から100番につきまして、提案理由の説明が地元委員からございました。

西村現地調査委員から補足説明はありますか。

○西村委員 6月3日、先ほど申し述べました6名で現地確認を行いました。地元委員さんの言われますとおり、特に問題はございませんでした。1点、事務局に教えていただきたいのですが、特に栃原区の地目、登記簿は田なんですけれども、現況も田となっております。明らかにこれ、何年前かからか判りませんが、田としては使用されていないんじゃないかというふうに疑問を持ちます。果たして現況を田として記載するのが相応しいのかどうかということをお尋ねします。

○石原会長 事務局、答弁できますか。

○事務局 まず、そこにどう記載しているかですが、現況地目のところは申請書にあるものをまず優先して記載しています。現地確認で確認した現況を記載するべきと思います。今回、申請書に記載してあるとおり記載させていただいております。

○石原会長 楠委員、何かございますか。

○楠委員 失礼します。先ほど西村委員さんからのご質問の件ですが、確かにその提案になっている土地以外の土地も耕作をされていたという事実はありません。実際には、もともとは県道の下のほう、川の縁のほうにあったところですが、先ほども説明しましたように播但道の残土を埋め立てて下のほうから上に上げられました。用水路ですが、県道の側溝を水路として利用するというので、当時は耕作する予定であったようですが、実際にはいずれの田も耕作されておりません。ですから、登記上は田ということになっているものと思います。以上です。

○石原会長 西村委員、よろしいですか。

○西村委員 今後は、現況が田でないものを田と記載するのではなく、何か記載の仕方がないかなと思いますが。明らかに、現況は、田ではないですよ。

○石原会長 この写真のとおりですね。草がうっそうとしていると。

○西村委員 下のほうは、雑種地となっているでしょ、畑が。現況も雑種地でしょ。上のほうは田のままでしょ。

○石原会長 それは、そうやね。今後何か分かりやすいように整理したほうがよろしいですね。

○西村委員 はい。お願いします。

○石原会長 事務局、また整理していただけますか。

それでは、そのほか、ご意見、5条につきましてご質問ございますか。

それでは、ないようですので、受付順位98番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位99番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして受付順位100番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第49号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位101番の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 受付順位101番の航空写真をご覧ください。申請地の塩田●●番地の農地は、この農地に隣接する塩田●●番地に建つ住所と同一の所有者であり、この住宅は平成27年4月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適合条件に適合していると思われまますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく決定をお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長 受付順位101番について、提案理由の説明が事務局からございました。

現地調査委員の西村委員、何かありますか。

○西村委員 失礼します。これも同じく6月3日に6名の者で現地調査をさせていただきました。塩田区も他の地域と変わらず空き家が大変たくさん見受けられました。1人でも塩田区のほうに移住していただけることができれば良いのではないかというふうに見させていただきました。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますか。

ないようですので、議案第49号、空き家に付随する農地の指定について、受付順位101番につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第50号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、高本委員が議案第50号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。議案第50号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

7ページをご覧ください。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。利用権を設定する農用地として、田が21,964平方メートル、13筆。畑が356平方メートル、1筆、合計22,320平方メートル、14筆となっております。

続きまして、利用権の設定を受ける戸数については10戸、利用権を設定する戸数としては11戸となっております。

続きまして、2、設定する利用権の概要について説明させていただきます。利用権の内容についてですが、使用貸借権が14筆、22,320平方メートル、賃貸借権については、今回はございません。

利用権の終期についてですが、令和4年3月31日までのものが3筆、4,676平方メートル、令和6年3月31日までのものが5筆、11,663平方メートル、令和8年3月31日までのものが4筆、4,253平方メートル、令和13年3月31日までのものが2筆、1,728平方メートルとなっております。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。8ページには、利用権の設定を受けられる方と設定される方の賃借地の所在地一覧表を記載しております。この表の一番下をご覧くださいと思います。●●さんと●●さんの利用権の設定となりますが、備考欄に農業用施設用地と記載しております。これにつきましては、堆肥施設となっております。借受者の●●さんが牛を飼育されており、その牛糞を使って堆肥を作っておられます。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。9ページには、利用権の設定を受けられる方、耕作者の情報を記載しております。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。10ページにつきましては、利用権を設定される方、所有者の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ただいま担当課からの説明がございました。

この件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第50号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

高本委員、入ってください。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後2時40分終了)